教文ス第１３９０号
平成 22 年 8 月 27 日

各　教　育　局　長
各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育委員会教育長

名勝ピリカノカ　襟裳岬（オンネエンルム）の追加指定について
（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、別記のとおり名勝の追加指定がありましたので、通知します。

（生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財保護グループ）

別記

種　　別	名勝
名　　称	ピㇼカノカ 九度山（クトゥンヌプリ） 黄金山（ピンネタイオルシペ） 神威岬（カムイエトゥ） 襟裳岬（オンネエンルム）
追加指定地の指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第２号）の名勝８の砂丘、砂嘴、海浜、島嶼のうち、我が国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いものによる。
指定の理由	アイヌの物語・伝承、祈りの場、言語に彩られた優秀な景勝地群を、アイヌ語で「ピㇼカノカ」（美しい・形）と総称して保護を図る。
追加指定地の概要	アイヌ語で「大きな岬」の意味を持ち、日高山脈南端とその海域に点在する岩礁から成る「襟裳岬（オンネエンルム）」を追加指定するとともに、名称を変更する。
追加指定地の所在地及び地域	北海道幌泉郡えりも町字東洋、字えりも岬 国土調査法（昭和26年法律第180号）による第ＸⅡ座標系を基準とするＵ１地点（Ｘ＝マイナス230050.829メートル、Ｙ＝83430.971メートル）、Ｕ２地点（Ｘ＝マイナス230909.552メートル、Ｙ＝84289.694メートル）、Ｕ３地点（Ｘ＝マイナス231556.660メートル、Ｙ＝84297.362メートル）、Ｕ４地点（Ｘ＝マイナス231556.660メートル、Ｙ＝83545.771メートル）、Ｕ５地点（Ｘ＝マイナス229944.337メートル、Ｙ＝81933.448メートル）、Ｋ１地点（Ｘ＝マイナス229944.337メートル、Ｙ＝82301.428メートル）、Ｋ２地点（Ｘ＝マイナス229950.217メートル、Ｙ＝82358.621メートル）、Ｋ３地点（Ｘ＝マイナス229975.427メートル、Ｙ＝82454.303メートル）、Ｋ４地点（Ｘ＝マイナス229980.517メートル、Ｙ＝82464.343メート

	ル）、Ｋ５地点（Ｘ＝マイナス 229976.867 メートル、Ｙ＝82471.894 メートル）、Ｋ６地点（Ｘ＝マイナス 229963.847 メートル、Ｙ＝82466.645 メートル）、Ｋ７地点（Ｘ＝マイナス 229946.938 メートル、Ｙ＝82467.757 メートル）、Ｋ８地点（Ｘ＝マイナス 229927.559 メートル、Ｙ＝82484.189 メートル）、Ｋ９地点（Ｘ＝マイナス 229922.279 メートル、Ｙ＝82494.430 メートル）、Ｋ10 地点（Ｘ＝マイナス 229921.799 メートル、Ｙ＝82499.750 メートル）、Ｋ11 地点（Ｘ＝マイナス 229917.560 メートル、Ｙ＝82508.861 メートル）、Ｋ12 地点（Ｘ＝マイナス 229881.303 メートル、Ｙ＝82568.108 メートル）、Ｋ13 地点（Ｘ＝マイナス 229912.731 メートル、Ｙ＝82667.597 メートル）、Ｋ14 地点（Ｘ＝マイナス 230003.293 メートル、Ｙ＝82735.815 メートル）、Ｋ15 地点（Ｘ＝マイナス 230015.274 メートル、Ｙ＝82815.707 メートル）、Ｋ16 地点（Ｘ＝マイナス 230050.829 メートル、Ｙ＝82849.300 メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を北海道教育委員会及びえりも町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
追加指定年月日	平成 22 年 8 月 5 日（文部科学省告示第 129 号）